渡所得は、 源泉所得税の還付を受ける方は1月16日(月)から、 幕別町でも確定申告日程表のとおり受け付けます。 帯広税務署での申告をお願いします。 所得税を納める方は2月16日(木)から、 なお、 事業所得、 山林所得、 土地・建物・株式等の譲 帯広税務署のほ

■問い合わせ 税務課住民税係 TEL 幕 54  $^{-6604}$ 

必要です。 ませんが、次に該当する場合は申告が す。給与所得のみで、年末調整が済ん 月31日)の所得税額を精算するもので でいる方は確定申告を行う必要はあり 年1年間(平成23年1月1日~12

①還付の確定申告をする場合

ていて、住宅借入金等特別税額控除 申告を行うことで所得税の還付を受 を納め過ぎになっている人は、 を受けられなかった人など、 成23年中に中途退職をして年末調整 費控除、寄付金控除を受ける人、平 公的年金から所得税が源泉徴収され (平成23年分から新規の方) 所得税 や医療 確定 す。

②納付の確定申告をする場合 に給与収入や年金所得、 所得者で、 けることができます。 年末調整された給与以外 不動産所得 ▼給与

> 売った方 不動産所得がある方や土地、 徴収されていない方 超える方 などがあり、 ▼給与から所得税が源泉 その合計額が20万円を ▼事業所得、 建物を

> > 場所

区分

# 所 金等受

午後

告は、これまで通り行うことができま 以下の方は、 金額が400万円以下で、公的年金等 ※所得税の還付を受けるための確定申 必要がなくなりました。 に係る雑所得以外の所得金額が20万円 平成23年分から、 所得税の確定申告をする 公的年金等の収入

ください。 があります。 あっても、 ※所得税の確定申告が必要ない場合で 住民税の申告が必要な場合 詳しい内容は問い合わせ

受付日

3月 2日⊜

**|確定申告日程表** 受付時間は、午前9時から午後4時までです。

午前

対象地区

	一一一一一一	一		
2月 7日⊗	東町・稔町	中央町		
2月 8日®	豊町・共栄町	青葉町		
2月 9日⊛	北栄町・西町	若草町	確	
2月10日盦	桂町・古舞・栄	文京町・依田	正由	
2月13日®	春日町	みずほ町	確定申告A	
2月14日※	北町・途別・昭和・西和	あかしや町	100	  札内福祉センター(1階講座室)
2月15日®	桜町・堤町	泉町		
2月16日悉	新北町	暁町・千住・稲士別・日新		
2月17日	札内鉄南地区		確定	
2月20日®	札内鉄北地区		確定申告B※2	
2月21日※	札内鉄南地区(予備日)	札内鉄北地区(予備日)	B ※2	
2月22日®	糠内・中里・五位・明倫・美川・駒畠			幕別消防署糠内分遣所※3
2月23日⊛	忠類地区			忠類コミセン(児童室)
2月24日	心块地区		確	心規コミピノ(元里主)
2月27日®	幸町	錦町・新町	確定申告	
2月28日※	宝町	緑町3	吾	
2月29日®	猿別・新和・茂発谷	緑町4	Ā	役場(2階会議室)
3月 1日⊛	緑町1・2	本町・寿町	В	1又物(<旧女硪主) 

3月 5B® 南町・新川 ※所得税の還付申告のみの方は、1月 16 日圓から受け付けます。待ち時間の短縮と会場の混雑を避けるために も1月16日周~2月6日周に幕別町役場(2階会議室)での申告をお勧めします。

相川・豊岡・南勢・大豊・明野

確定申告A~給与・年金収入のみの方

旭町・軍岡

- **※**2 確定申告B~営業・農業・不動産所得がある方
- ※3 糠内公民館改修工事のため、幕別消防署糠内分遣所1階談話室になりました。

# ■各控除の内容と申告に必要な書類

項目	控除内容	必要書類			
・控除を証明するもの	  除を証明するもの				
社会保険料控除	本人や本人と生計を一にする配偶者、その他の親族が負担すべき社会保険料等を支払った場合、その全額が控除されます。	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の領収書(平成23年1月~12月支払分)、国民年金保険料控除証明書など			
生命保険料控除	生命保険契約等の保険料や掛金で、一般の 生命保険料および個人年金保険料に係る生 命保険料の控除額は、それぞれ別枠で最高 5万円(住民税は最高3万5千円)が控除 されます。	生命保険料控除証明書			
地震保険料控除	損害保険契約等のうち地震損害部分の保険料や掛金は、最高5万円(住民税は最高2万5千円)が控除されます。ただし、平成18年末までに契約した長期損害保険は最高1万5千円(住民税は最高1万円)が控除されます。	地震保険料控除証明書、平成 18 年までに締結した長期損害保険の控除証明書			
障害者控除	納税者自身や扶養親族などが所得税法上の 障害者に該当する場合には、一定の金額の 所得控除を受けることができます。				
医療費控除	本人や本人と生計を一にする配偶者、その他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。				
住宅借入金等特別控除		住民票、金融機関が発行する借入金の年末 残高証明書、家屋の登記事項証明書、請負 契約書または売買契約書の写し、敷地の購 入のためのローンがある場合は土地の登記 事項証明書、売買契約書の写し ※増改築、バリアフリー改修工事等は税務 署で申告ください。			
寄付金控除	県や市町村、共同募金会、日本赤十字社、 都道府県や市町村ごとに条例で定める団体	寄付先発行の領収書 ※東日本大震災への義援金のうち、被災地団体、義援金配分委員会へ支出されたものは控除の対象となります。「東日本大震災義援金」であることが確認できる義援金の受領書や振込依頼書の控えが必要です。			
・収入を証明するもの		給与や年金の源泉徴収票の原本			
・所得税が還付になる場合	本人名義の振込先□座のわかるもの(預金通帳など)				
・その他必要なもの	印鑑(認印でも可)				

※医療費控除の明細書や住宅借入金等特別控除の用紙等確定申告に必要な書類は、役場税務課、札内支所、 忠類総合支所、糠内出張所にあります。

④24時間受付 所得税の確定申告 ③還付がスピーディー ②添付書類の提出省略 ①最高4000円の税額控除 リーダーライターが必要です。 ご自宅からインターネットを利用 税電子申告・納税システム)は、 加えて、電子証明書とICカード なシステムです。 して申告や申請などができる便利 ●e‐TAXを利用するメリット 告すると、所得税額から最高 e - TAXに必要なもの 用が可能です。 期には、24時間 e-TAXの利 して処理されます。 面申告と比べて3週間程度短縮 Xで申告された還付申告は、 とにより、これらの書類の提出 領収書や源泉徴収票等は、 24年分の間でいずれか1回) ができます。(H19年分からH 4000円の控除を受けること 申告期限内にe-TAXで申 インターネットのできる環境に を省略することができます。 記載内容を入力して送信するこ e-TAX(イータックス/国 医療費の e T A その 書

で A 定 X 申 告 ③/15 かまで

24 時間受付